

参考資料8－⑤

予防接種健康被害救済制度 関係資料

○予防接種法

○予防接種法施行令

○予防接種法

(昭和二十三年六月三十日)

(法律第六十八号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 予防接種の実施(第三条—第十条)
- 第三章 予防接種による健康被害の救済措置(第十一条—第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条—第二十七条)
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(平六法五一・一部改正)

第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「一類疾病」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻疹
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風

八 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「二類疾病」という。)は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(昭二六法九六・昭三三法六六・昭三六法七・昭五一法六九・平六法五一・平一三法一一六・一部改正)

第二章 予防接種の実施

(昭五一法六九・章名追加)

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

(昭三三法六六・昭三九法一六九・一部改正、昭五一法六九・旧第五条繰上・一部改正、平六法五一・平六法八四・平一一法一六〇・平一三法一一六・一部改正)

第四条及び第五条 削除

(平六法五一)

第六条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第九条繰上・一部改正、平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一一六・一部改正)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第三条第一項又は前条第一項に規定する予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。

(平六法五一・追加、平一一法一六〇・一部改正)

第八条 第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者は、第三条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。)であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。)を受けるよう努めなければならない。

2 第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平六法五一・追加、平一一法一五一・平一三法一一六・一部改正)

第九条 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、第三条第一項又は第六条第一項に規定する予防接種の実施事務を保健所長に委任することができる。

(平六法五一・追加)

第十条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に係る公告、周知及び報告に関して必要な事項は政令で、その他予防接種の実施に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第十四条繰上、平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第三章 予防接種による健康被害の救済措置

(昭五一法六九・全改、平六法五一・改称)

第十一条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十三条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

(昭五一法六九・全改、昭五三法五五・昭五七法六六・一部改正、平六法五一・旧第十六条繰上・一部改正、平一一法一六〇・一部改正)

第十二条 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の

者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

(昭五一法六九・全改、昭五七法六六・一部改正、平六法五一・旧第十七条繰上、平一三法一一六・一部改正)

第十三条 前条に定めるもののほか、第十一条第一項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項第一号から第四号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六条第一項第一号から第四号までの政令及び同条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

(昭五一法六九・全改、昭五三法五五・一部改正、平六法五一・旧第十八条繰上、平一一法一六〇・平一三法一一六・平一四法一九二・一部改正)

第十四条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第十九条繰上)

第十五条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第十九条の二繰上)

第十六条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第十九条の三繰上)

第十七条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(昭五一法六九・全改、平六法五一・旧第十九条の四繰上)

第十八条 国は、第十二条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

(平六法五一・追加、平一三法一一六・一部改正)

第四章 雑則

(平六法五一・章名追加)

第十九条 国は、国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。

2 国は、予防接種による健康被害の発生を予防するため、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

(平六法五一・追加)

第二十条 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針(以下この条において「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項

二 当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

三 当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項

四 当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項

五 当該疾病に係る予防接種に関する国際的な連携に関する事項

六 その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3 当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成されるときは、指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一三法一一六・追加)

第二十一条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

(昭二六法一一〇・昭五一法六九・平六法五一・一部改正、平一三法一一六・旧第二十条繰下)

第二十二条 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額(第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。)の三分の二を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

(昭五一法六九・平一三法九・一部改正、平一三法一一六・旧第二十一条繰下)

第二十三条 国庫は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により都道府県の支弁する額及び前条第一項の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

(昭五一法六九・一部改正、平一三法一一六・旧第二十二条繰下・一部改正)

第二十四条 第三条第一項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

(昭二六法一一〇・昭三六法七・昭五一法六九・平六法五一・一部改正、平一三法一一六・旧第二十三条繰下)

第二十五条 第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・全改、平一三法一一六・旧第二十四条繰下)

第二十六条及び第二十七条 削除

(平一三法一一六)

附則 抄

第二十八条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第十三条及び第十四条の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各規定につき政令でこれを定める。

(昭和二十四年政令第二三〇号で昭和二十四年六月三〇日から施行)

第三十二条 種痘法(明治四十二年法律第三十五号)は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律施行前種痘法第一条の規定により行つた第一期種痘は、これを第十条第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

3 この法律施行の際、小学校に入学している者で、種痘法第一条の規定による第二期種痘を受けていない者に対して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければならない。

附則(昭和二六年三月三十一日法律第九六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則(昭和二六年四月二日法律第一二〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二八年八月一五日法律第二一三号)抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附則(昭和二九年六月一日法律第一三六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過規定)

4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和三三年四月一九日法律第六六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則(昭和三六年三月二八日法律第七号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一六日法律第六〇号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月一一日法律第一六九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月一九日法律第六九号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五二年政令第一六号で昭和五二年二月二五日から施行）

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十六条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十一条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について適用する。

（昭五七法六六・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置）

第三条 附則第一条第一項ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは障害の状態となつている場合又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十二条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

2 予防接種法第十一条第二項、第十四条から第十七条まで、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

（昭五七法六六・平六法五一・平一一法一六〇・平一三法一一六・一部改正）

附則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の予防接種法（以下この条において「旧予防接種法」という。）第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者（旧予防接種法第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。）は、予防接種法第十一条第一項の規定の適用については同法第八条第一項に規定する定期の予防接種又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者とみなし、同法第十二条第一項の規定の適用については同項に規定する一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は同項に規定する二類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

（平一三法一一六・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年七月一日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(平八法一〇五・一部改正)

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附則(平成十一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。))に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の

規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成十一年一月二日法律第一五〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成十一年一月二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第

千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一三年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一月七日法律第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況及び予防接種の接種率の状況、インフルエンザに係る予防接種の有効性に関する調査研究の結果その他この法律による改正後の予防接種法(次条において「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（インフルエンザに係る定期の予防接種に関する特例）

第三条 新法第三条第一項の規定によりインフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの」とあるのは、「当該市町村の区域内に居住する高齢者であつて政令で定めるもの」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第三条第一項の規定によるインフルエンザに係る予防接種による健康被害の救済に係る給付については、新法第十二条第二項第二号の規定は、適用しない。

附則（平成一四年一二月二〇日法律第一九二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（政令への委任）

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[トップへ](#)

[戻る](#)

○予防接種法施行令

(昭和二十三年七月三十一日)
(政令第百九十七号)

(政令で定める一類疾病)

第一条 予防接種法(以下「法」という。)第二条第二項第八号の政令で定める疾病は、痘そうとする。

(平一五政四六〇・追加)

(定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十六号)附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾病	定期の予防接種の対象者
ジフテリア	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
百日せき	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
麻しん	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者
風しん	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者
日本脳炎	一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者 三 十四歳以上十六歳未満の者
破傷風	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(平六政二六六・全改、平一二政三〇九・平一三政三四七・一部改正、平一五政四六〇・旧第一条繰下・一部改正)

(定期の予防接種を行うことを要しない疾病)

第二条 法第三条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

(平六政二六六・追加、平一三政三四七・旧第一条の二繰下)

(厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合)

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六条第一項に規定する疾病(以下この条において「疾病」という。)が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあつて、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。
- 二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、そのウイルスが日本に侵入するおそれがあるとき。
- 三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

- 3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病のウイルスによつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者(疑似症を呈している者を含む。)に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

(昭二八政二八三・追加、昭五一政一五九・旧第一条繰下・一部改正、昭五二政一七・平六政二六六・平一一政三九三・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第二条繰下、平一五政四六〇・一部改正)

(予防接種を行う医師)

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があつたとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の二繰下)

(予防接種の公告)

第五条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の三繰下)

(対象者等への周知)

第六条 市町村長は、法第三条第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の四繰下)

(市町村長の報告)

第七条 市町村長は、予防接種を行つたときは、予防接種を受けた者の数を、厚生労働省令で定めるところにより、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事)に報告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第二条の五繰下)

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第八条 法第十一条第一項の規定による給付に関して必要な事項は、予防接種が一類疾病又は二類疾病からの社会の防衛に資するものであること及び予防接種を受けたことによる疾病が医学上の特性を有するものであることにかんがみ、経済的社会的諸事情の変動及び医学の進歩に即応するよう定められるものとする。

(昭五二政一七・追加、平六政二六六・一部改正、平一三政三四七・旧第三条繰下・一部改正)

(審議会等で政令で定めるもの)

第九条 法第十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

(平一二政三〇九・追加、平一三政三四七・旧第三条の二繰下)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)

第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)若しくは介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団

体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2. 前項の医療に要した費用の額は、厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(昭五二政一七・追加、昭五三政一八五・昭五八政六・昭五九政三五・昭五九政二六八・平六政二八二・平九政八四・平一一政二六二・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第四条繰下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

- 第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。)を受けた日数が三日以上の場合 三万五千九百円
- 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千九百円
- 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千九百円

- 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千九百円

2. 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千九百円とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平六政二八二・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・一部改正、平一三政三四七・旧第五条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

- 第十二条 法第十二条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2. 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める一級の障害の状態にある者(以下「一級障害児」という。)を養育する者に支給する場合は百五十三万六千円とし、同表に定める二級の障害の状態にある者(以下「二級障害児」という。)を養育する者に支給する場合は百二十二万八千八百円とする。

3. 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者(以下「障害児」という。)であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されていないものを養育する者に支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4. 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万九千六百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万九千八百円とする。

5. 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五五政三〇二・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭五七政二三六・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六〇政三二三・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第六条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 法第十二条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 四百九十一万六千六百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百九十二万八千八百円

三 別表第二に定める三級の障害の状態にある者に支給する場合 二百九十四万六千円

3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されていないものに支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万九千六百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万九千八百円とする。

5 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭五七政二三六・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六〇政三二三・昭六一政五三・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第七条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金(以下「一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第八条繰下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 障害児又は法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二に定める他の等級に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(昭五二政一七・追加、昭五七政二三六・一部改正、平一三政三四七・旧第九条繰下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第十条繰下・一部改正)

(死亡一時金)

第十七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死亡によつて死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としない。

4 死亡一時金の額は、四千三百万円とする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、四千三百万円に次の表の上欄に掲げる法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	〇・九八
一年以上三年未満	〇・八九
三年以上五年未満	〇・七八
五年以上七年未満	〇・六七
七年以上九年未満	〇・五六
九年以上十一年未満	〇・四四
十一年以上十三年未満	〇・三三
十三年以上十五年未満	〇・二二
十五年以上十七年未満	〇・一〇
十七年以上	〇・〇五

5 死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の死亡一時金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五七政二三〇・昭六〇政一八八・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・一部改正、平一三政三四七・旧第十一条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十二条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、十九万三千円とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五八政一八九・昭六〇政一八八・昭六二政一九〇・平元政三四〇・平二政四八・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・一部改正、平一三政三四七・旧第十二条繰下・一部改正、平一四政一四七・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費)

第十九条 法第十二条第二項第一号の政令で定める程度の医療は、病院又は診療所への入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療とする。

2 法第十二条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から二年を経過したときは、することができない。

3 第十条の規定は、法第十二条第二項第一号の規定による医療費の額について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当)

第二十条 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、第十一条に規定する金額とする。

2 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から二年を経過したときは、することができない。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 法第十二条第二項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十二万八千八百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十八万二千八百円

(平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の額の変更)

第二十二条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第二に定める他の等級(三級を除く。)に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告)

第二十三条 第十六条の規定は、法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(遺族年金)

第二十四条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間(その期間が七年を超えるときは、七年とする。)を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 遺族年金の額は、二百三十八万六千八百円とする。

6 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

7 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十二条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき(前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき)は、することができない。

(平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金等の支給期間等)

第二十五条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金又は同項第四号の規定による遺族年金(次項において「障害年金等」と総称する。)の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十四条第二項の規定は、障害年金等の支払期月について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(遺族一時金)

第二十六条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

- 3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百十六万四百万円
 - 二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 同号に定める額から当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額を控除した額
- 4 第三項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、遺族年金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。
- 5 第二十四条第六項及び第九項の規定は、遺族一時金の額及び第三項第一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用する。
- (平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)
- (遺族年金等の支給の制限)
- 第二十七条 第十七条第三項の規定は、遺族年金又は遺族一時金の支給の制限について準用する。
- (平一三政三四七・追加)
- (二類疾病に係る定期の予防接種に係る葬祭料)
- 第二十八条 法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の額は、第十八条に規定する金額とする。
- 2 第二十四条第九項の規定は、法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の支給の請求について準用する。
- (平一三政三四七・追加)
- (未支給の給付)
- 第二十九条 給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。
- 2 未支給の給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 未支給の給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- (昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第十三条繰下)
- (省令への委任)
- 第三十条 この政令に定めるもののほか、給付の請求の手續その他給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- (昭五二政一七・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十四条繰下)
- (都道府県の負担)
- 第三十一条 法第二十二条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。)を控除した額について行う。
- 2 法第二十二条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第二項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)について行う。
- 3 厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。
- (昭二八政二八三・旧第一条繰下・一部改正、昭三五政一八五・昭三六政一一三・昭五〇政三七〇・一部改正、昭五一政一五九・旧第二条繰下、昭五二政一七・旧第三条繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十五条繰下・一部改正)
- (国庫の負担)

第三十二条 法第二十三条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十一条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。)を控除した額

二 法第二十二条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額

2 前条第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(昭二八政二八三・旧第二条繰下、昭三六政一一三・昭五〇政三七〇・一部改正、昭五一政一五九・旧第三条繰下・一部改正、昭五二政一七・旧第四条繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十六条繰下・一部改正)

(実費)

第三十三条 法第二十四条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

(昭二八政二八三・旧第三条繰下、昭五一政一五九・旧第四条繰下、昭五二政一七・旧第五条繰下・一部改正、平一三政三四七・旧第十七条繰下・一部改正)

(事務の区分)

第三十四条 第四条、第五条及び第七条(法第六条第一項又は第二項の規定による予防接種に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第四条、第五条及び第七条(法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。)並びに第十六条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第十八条繰下・一部改正)

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

(昭五一政一五九・旧附則・一部改正、平六政二六六・旧第一項・一部改正)

附則(昭和二八年九月一七政令第二八三号)抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三五年六月三〇日政令第一八五号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から施行する。

附則(昭和三六年四月二五政令第一一三号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附則(昭五〇年一二月二四日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭五一年六月一九日政令第一五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭五二年二月二二日政令第一七号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭五十二年二月二十五日から施行する。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付)

第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十二条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定の例による。この場合において、同令第十三条第二項中「定める額」とあるのは「定める額(予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの(以下「従前の給付」という。))を受け、かつ、法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額(その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額(以下「調整基礎額」という。))につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨ててのものとする。))に応じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元

利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項本文中「四千三百万円」とあるのは「四千三百万円(従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額」と、同項ただし書中「死亡した者」とあるのは「死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。))と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))に相当する期間(以下「調整残期間」という。))の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

(昭五七政二三〇・昭六〇政一八八・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政三〇九・平一三政三四七・平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

附則(昭和五十二年七月二二日政令第二四一号)

- 1 この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十二年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五三年五月二三日政令第一八五号)抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五三年七月二八日政令第二九六号)

- 1 この政令は、昭和五十三年八月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五四年七月三十一日政令第二二三号)

- 1 この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五五年七月三十一日政令第二〇三号)

- 1 この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五五年十一月一八日政令第三〇二号)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び次項の規定は、昭和五十五年八月一日から適用する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の障害児養育年金の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五六年四月三日政令第一〇三号)

- この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則(昭和五六年七月三十一日政令第二六三号)

- 1 この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五七年八月二四日政令第二三〇号)抄

- 1 この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

2 昭和五十七年八月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年八月三十一日政令第二三六号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年一月二日政令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、老人保健法の施行の日(昭和五十八年二月一日)から施行する。

附則（昭和五十八年八月二三日政令第一八九号）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

2 昭和五十八年八月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年三月一七日政令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則（昭和五十九年九月七政令第二六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則（昭和六〇年一月二二日政令第一号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条までの規定及び次項の規定は、昭和五十九年六月一日から適用する。

2 昭和五十九年五月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年六月二五日政令第一八八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び第十二条の規定、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条の規定並びに次項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

2 昭和六十年五月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一二月二四日政令第三二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二八日政令第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年五月二七日政令第一七三三号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条まで及び次項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 昭和六十一年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二日政令第一九〇号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条まで及び第十二条並びに次項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 昭和六十二年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月二四日政令第一五七号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで及び第十一条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条並びに次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 昭和六十三年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年一二月二二日政令第三四〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び

第十二条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条並びに次項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

- 2 平成元年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（平成二年三月二六日政令第四八号）抄

- 1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

- 2 平成二年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月二九日政令第六〇号）抄

- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

- 2 平成三年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月一〇日政令第一二〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び第十二条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条並びに次項の規定は、平成四年四月一日から適用する。

- 2 平成四年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（平成五年四月一日政令第一三二号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び第十二条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条並びに次項の規定は、平成五年四月一日から適用する。

- 2 平成五年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年六月二四日政令第一六八号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び第十二条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条並びに次項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

- 2 平成六年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年八月一七日政令第二六六号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者に係る特例）

- 第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(次条において「法律第五十一号」という。)附則第三条の政令で定める疾病及び政令で定める定期は、次の表に掲げるとおりとする。

[トップへ](#)

[戻る](#)